

## **JOINT VENTURE (J.V.)**

JOINT VENTURE を組む時には、AGREEMENT が必要になります。入札前もしくは、入札時に契約課まで提出してください。書式等は、特に決められたものではありませんが、AGREEMENT には以下の内容が最低限必要となります。

- J.V.を組む物件名、J.V.の期限
- J.V.の名前、住所、代表者名、支払い先
- J.V.を組む会社名と住所、それぞれの会社の役割分担
- 倒産等の予期せぬ出来事が起きた時の J.V.のあり方と対処法
- J.V.を組む会社の代表者の署名、捺印

J.V.を組んだ場合、提出する書類の業者名と住所は全て J.V.のものとなります。保険、BOND 等も全て J.V.の名前と住所で出して頂かなければなりません。BOND 等が、J.V.の名前になっていない場合、入札が無効になりますので、充分注意してください。

## **BOND**

入札書に明記されていますが、ほとんどの建設工事契約(Construction Contract)に BOND が必要になります。BID BOND(SF24)と PERFORMANCE BOND(SF25)の会社名と住所は、入札書の会社名と住所に一致していなければいけません。また、BOND を発行する銀行または保険会社は、事前に契約事務所に署名の登録をしていなければ BOND は無効になります。小切手を BOND として使う場合は、銀行、信用組合等の金融機関発行のもののみ有効です。入札業者の小切手は受けられませんので、注意してください。